

【シンガポール】カーボンプライシング（炭素価格）法の改正

海外立法情報課 日野 智豪

* 2022年11月24日、カーボンプライシング法が改正された。改正法には、炭素税率の引上げ、低炭素移行への枠組み構築等が盛り込まれ、2050年までにネットゼロ達成を目指す。

1 法改正の背景・経緯

シンガポールでは、2018年4月11日に温室効果ガス（GHG）排出量の報告及び排出量に応じた納税を義務付けること等を規定したカーボンプライシング法¹（全9章80か条及び附則5編。以下「2018年法」）が制定された。この法律に基づき、2019年1月1日から炭素税（二酸化炭素の排出量に応じて個人、企業に課される税金）が導入されている。また、政府は、2030年にGHG排出量を2005年よりも36%削減し²、2050年までにGHGの排出をネットゼロ（GHGの排出量と除去量を均衡させ、正味の排出量をゼロにすること）とする³等の目標を掲げている⁴。

2022年10月3日、①炭素税制度が将来の環境に資するように、炭素税の税率を段階的に引き上げること、②企業等のGHG排出削減を促進するために、エネルギー集約的かつ貿易依存度が高い産業（energy intensive trade exposed: EITE）⁵に対する低炭素移行への枠組みを構築すること、③国際的に信頼できる炭素市場の確立に貢献するために、国際的なカーボンクレジット⁶（international carbon credit: ICC）の枠組みを導入すること等を盛り込んだ改正法案が、シンガポール議会に提出された。同法案は同年11月8日に可決され、同月24日、ハリマ・ヤコブ（Halimah Yacob）大統領の署名を経て、全43か条から成るカーボンプライシング（改正）法⁷が制定され、2023年3月7日に公布された（2023年6月12日現在、未施行）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。

¹ Carbon Pricing Act 2018 (No.23 of 2018). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2018/>>

² “Singapore’s Enhanced Nationally Determined Contribution and Long-Term Low-Emissions Development Strategy,” 2020.2.28. National Climate Change Secretariat, Strategy Group Prime Minister’s Office website <<https://www.nccs.gov.sg/media/press-release/singapore-enhanced-nationally-determined-contribution-and-long-term-low-emissions-development-strategy>>

³ “Singapore Commits to Achieve Net Zero Emissions by 2050 and to a Revised 2030 Nationally Determined Contribution; Public Sector and Jurong Lake District to Lead The Way with Net Zero Targets,” 2022.10.25. National Climate Change Secretariat, Strategy Group Prime Minister’s Office website <<https://www.nccs.gov.sg/media/press-releases/singapore-commits-to-achieve-net-zero/>>

⁴ この他にも、シンガポールは、2021年2月にシンガポール・グリーンプラン2030（Singapore Green Plan 2030）を発表し、①自然の中の都市への転換（City in Nature）、②持続可能な生活の推進（Sustainable Living）、③グリーンエネルギーの活用（Energy Reset）、④グリーン経済の発展（Green Economy）、⑤強靱（じん）な未来の構築（Resilient Future）といった5つの目標を掲げ、2030年までの10年間で、持続・環境省（MSE）、貿易産業省、運輸省、国家開発省の連携の下、持続可能な開発に関する国家課題に取り組んでいる。Singapore Government Agency website <<https://www.greenplan.gov.sg/overview>>

⁵ 炭素排出量が多く、国際競争下にある産業のことであり、具体的には、化学、電子、バイオメディカル製造等の産業が挙げられる。

⁶ カーボンクレジットとは、二酸化炭素排出量の見直しに対し、実際の排出量が下回った場合、その差分をクレジットとして認証することを指す。国際的なカーボンクレジットについては、次頁に後述。

⁷ Carbon Pricing (Amendment) Act 2022 (No.37 of 2022). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/37-2022/Published/20230307?DocDate=20230307>> 本文中に示した①～③の内容のほか、①GHGのリスト（一覧）の改定及び地球温暖化係数（二酸化炭素を基準にほかのGHGがどれだけ温暖化を促進する可能性があるかを表した数字）の更新（2018年法第1附則・第2附則の改正）、②炭素税課税対象施設の管理等の簡素化等も盛り込まれている。

2 カーボンプライシング（改正）法の主な内容

(1) 炭素税率の引上げ（2018年法第3附則の改正）

2018年法では、GHG排出量に対する炭素税率に関し、二酸化炭素換算で1トン当たり5シンガポールドル⁸（以下「ドル」）と規定されていた（第3附則）。これに対し、改正法は、炭素税率について、①2023年以前の排出年におけるGHG排出量に対する炭素税を二酸化炭素換算で1トン当たり5ドルとし、②2024年、2025年には1トン当たり25ドルに、③2026年以降の排出年においては、1トン当たり45ドルに引き上げるとした⁹。

(2) EITE企業に対する低炭素移行への枠組みの構築（第20A条～第20G条の追加）

改正法では、EITE企業が低炭素化を実現するために、低炭素移行への枠組みを設定し、EITE企業が負担すべき炭素税の一部を国が負担することを定めた7か条を新たに追加した。

企業は、GHG排出年度における課税対象施設の算出可能なGHG排出の総量を削減することで、当該年度に課される税額について控除を受けることができる（第20A条）。この7か条は、2024年1月1日から貿易産業大臣が決定する日までの期間におけるGHG排出年度に関して適用される（第20B条）。また、施設登録を行った企業の課税対象施設は、①登録者が輸出を行う事業等に関連して当該施設を使用する場合、②登録者の事業がシンガポール経済の成長、発展等にとって十分な経済的・戦略的重要性を有し、当該施設に対する負担を国が行うことが正当であると貿易産業大臣が決定した場合、控除を受けることができる（第20D条）。貿易産業大臣は、(a)課税対象施設が控除を受けることができる年度、(b)各年度の控除額の算出方法を指定しなければならない（第20E条）。また、貿易産業大臣は、関連する機能及び権限を適切な公的機関に割り当てることもできる（第20G条）。EITE企業ではない場合、経済開発庁、国家環境庁（NEA）等の低炭素移行に係る既存制度による支援を引き続き受け取ることができる¹⁰。

(3) 国際的なカーボנקレジット（ICC）の枠組みの導入（第33A条～第33D条の追加）

2018年法では、カーボנקレジットの価値を5ドルとして、固定価格での売却・譲渡・処分等が認められていたが、改正法では、外国企業との間でクレジットの国際取引¹¹を行うことができるようにするICCの枠組みを設定するため、4か条を新たに追加した。

ICCとは、シンガポール国外の事業又はプログラム¹²から発生した、二酸化炭素換算1トン分のGHGの排出の削減又は除去を表す証明書のことを指す（第2条）。ICCは、①所定の基準を満たし、②主務大臣の指示に従い、NEAが適格なICCであると認めていなければならない（第33A条）。また、課税対象施設に係る炭素税を納付する目的で、当該施設の登録者は、固定価格カーボנקレジットに代えて、ICCを利用することができる（第33B条）。この法律に基づく納税に関連して、適格なICC取引を行うことを目的に、NEAは、ICC登録簿の作成・維持・管理を行うことができる（第33D条）。

⁸ 1シンガポールドルは約99.9円（令和5年6月分報告省令レート）。

⁹ グレイス・フー（Grace Fu）MSE大臣は、法案第2読会の開会演説において、炭素税の税率を段階的に引き上げ、2030年までに二酸化炭素1トン当たり50～80シンガポールドルを達成させるとしている。“Carbon Pricing (Amendment) Bill Second Reading Opening Speech – Grace Fu,” 2022.11.8. MSE website <<https://www.mse.gov.sg/resource-room/category/2022-11-08-opening-speech-by-minister-grace-fu-carbon-pricing-amendment-2nd-reading>>

¹⁰ *ibid.*

¹¹ シンガポールは、インドネシア、モロッコ、コロンビア、ベトナム、ガーナとICCに関する合意を交わし、炭素市場に関する協力・開発を進めるという共通の約束を確認している。*op.cit.*(9)

¹² 具体的な事業、プログラムとして、①大気中の炭素をより多く吸収する森林再生事業、②地域コミュニティが薪（まき）からバイオガス調理器具に切り替えることを支援し、現在のGHG排出源からの排出を削減する事業等が挙げられる。*op.cit.*(9)